

高須輪中土地改良区だより

No27 令和2年6月15日
発行 高須輪中土地改良区
岐阜県海津市海津町馬目515番地1
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理事長 あいさつ

令和2年4月1日現在

組合員数	3,410人
地区内農地面積	3,012.1ha
田	2,658.9ha
畑	353.2ha

森 正 弘

初夏の候 組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年に入り1月15日に新型コロナウイルスによる肺炎患者が国内で初めて報告されその後、2月26日に岐阜県でも1例目の感染者が発生し、4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、3密(密閉、密集、密接)の回避、マスクの着用や手洗いの徹底等の感染拡大防止策が示されました。その後4月16日実施区域が全都道府県に拡充されました。更に5月4日に緊急事態宣言の実施期間を5月31日まで延長されましたが、岐阜県においては、5月3日以降感染者がなく国内でも感染者数の減少に伴い、5月14日に緊急事態宣言区域から解除がされたところで、6月8日現在の国内で17,929名の感染者数、936名の死亡者数、県内では153名の感染者数、7名の死亡者数となっている状況です。今後コロナとの戦いは長期化が懸念されていますが、お一人お一人のご協力により第2波を起さぬよう戦い抜きましょう。当土地改良区も新型コロナ対策として、国、県からの要請により3月23日開催の通常総代会も3密を避けるため書面議決による議決権の行使を活用し、出席者の制限をお願いしたところ26名の書面議決による回答を頂き、23名の総代さんが出席され全議案議決を頂きました。今後も新型コロナ収束まで、事務所内等での感染予防は講じていきたいと考えております。

次に、当土地改良区は、国が平成30年6月6日に公布され、平成31年4月1日に施行された土地改良法の一部改正で、組合員の資格交替の円滑化等他6項目の改正がありました。国での土地改良法の改正を受け、平成31年3月4日開催の通常総代会において、定款・規約の一部改正案を議決頂き、4月8日に知事認可を頂きましたので、農地中間管理機構から管理委託を受けている担い手である営農組織さんが賦課金の値上げ分2,000円を負担して戴けることになりました。改正により准組合員制度を取り入れ担い手に准組合員に加入して頂き、賦課金の一部負担を所有者の同意を得て事務を進めた結果、市営農協議会会員31組織中22組織に加入して頂き、5組織は元々賦課金相当額を構成員に戻して見えますので、実質2組織、2個人が准組合員に加入されてない状況です。昨年度は准組合員との賦課金等の分担申込書手続きに日数がかかり組合員の方々には後期分で賦課金を調整して納めていただき誠にありがとうございました。大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。ご協力、ご理解のお陰で賦課金の納入状況は、賦課金を上げる前の一昨年とほぼ変わってない状況です。今年度の賦課徴収には前期分から准組合員との調整を図り事務を行っている状況ですので何卒ご理解を頂きたいと存じます。

次に、国の農業農村整備事業の関係予算の状況ですが、対前年比115.8%と増額となっております。令和2年度予算の概算決定額は、3,775億円、農山漁村・地域交付金を併せて、総額4,973億円、令和元年度補正予算を含めて、6,515億円が計上され平成21年度の当初予算以上の規模に増額されている状況です。今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

次に、土地改良区の状況ですが、平成29年度から始まりました国営長良川用水土地改良事業、国営施設応急対策事業「長良川用水地区」の実施について、本年度で3年が経過しようとしております。昨年11月1日に農林水産省へ長良川用水推進協議会にて海津市長、輪之内町長様と要望活動にご同行頂き、令和元年度補正予算1億7千万円の繰越と令和2年度当初予算は5億4千万円と聞いております。令和2年度の計画は、勝賀揚水機場下部工の耐震化対策工事及び勝賀西用水路、脇野地内で400m程の更新工事を行って頂けると聞いております。今後も事業推進を協議会で行っていきたいと考えております。

次に県営特定農業用管水路等特別対策事業の施行は平成29年度から始まりまして、昭和55年度から61年度にかけ県営ほ場整備事業で施工いたしました石綿管の布設替え工事を行うもので、総延長3.4Kmほどありますが、平成29年度は739m、30年度は1,144m、令和元年度は1,948,9m実施中で、令和2年度当初予算は8千1百万円と土倉、福江地内で1.125Kmほどを施行する予定で、残ります地区についても順次施行申請を行うこととしておりますが、申請を行うには海津市との調整、理解が必要と思っております。

次に県営農業基盤整備促進事業「暗渠排水」は、昨年度日原地区、札野地区、海津地区、平田地区にて1億6千万円で41.4haの再整備を実施しております。令和2年度は2億5千6百万円ほどで、178.2ha海津地区、平田地区を引き続き実施し、新たに帆引新田地区を実施予定としております。

次に、令和2年度より新たに、県営ため池防災事業(長久保地区)を実施致します。長年地元より要望を頂いておりましたが、本年

県において調査を実施していただき令和2年度事業化を計画致しております。

また、昨年9月5日落雷により帆引新田排水機場引き込み受電盤、変圧器及びポンプ電動機が被災し現在運転できない状況ですが、県に補修を要請した結果、災害復旧事業として補修申請をして、機材の制作に日数を要するため3月の通常総代会において、令和元年度補正予算の繰越明許費の議決を頂き、5月20日に設置完成し、国・県の検査を経て6月上旬に運転を再開していきます。

一方、水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」については、平成29年4月3日に27組織で発足した高須輪中保全広域組織は、平成30年度は11組織がご加入頂き、令和元年度は更に6組織の加入があり44組織となりました。令和2年度は、五町、大尻地区が新たに加わって頂き46組織で活動を行う予定にしております。今後輪中全体で取り組んで頂き土地改良施設の長寿命化を図っていきたくと考えております。現在取り組んでおられない地域のご協力が必要でありますので今後も粘り強く協力をお願いしていきたくと考えております。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月19日までの許可水量が新大江揚水機場で0.6m³/s、勝賀揚水機場で0.35m³/sしかない中ですが周期的に春雨がありまして代掻きの送水は何とか出来ました。なお、水利権水量は国交省が河川管理者ですので増量や新規取得は容易ではありません。現在農林水産省も国土交通省と水利権更新の協議をさせて頂いておりますが、増量や新規取水の取得理由と、必要水量及び、水源等の根拠を国土交通省に示して、審査の上許可されるものでありますのでしばらく協議を見守りたいと思います。有限である農業用水の適切な管理のため、昨年度までは需要と供給を取るためにやむを得ずポンプを間断運転しておりました。しかし今年度の取組として配布しておりますように3日おきのプログロレーションを計画しましたので運転休止等にご理解ご協力をお願い致します。又しばらくは担い手の皆様には、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

もう1点お願いですが、田植えが済んだ田での水管理で小水路畦畔から漏水が見受けられます。これは畦畔の大きな崩壊につながる恐れがあります。又、今年冬季の降雪は大変少なかったこと、夏季は高温が予想されています。一昨年のような水不足も心配されています。貴重な用水を大切に頂くためにも一度見回って畦畔の穴等をしっかり防いで下さい。

他にも、土地改良区が抱える課題は数多くありますが、国や県、地元海津市のご支援のもと役員、総代の皆様方のご理解ご協力を頂き、堅実な管理運営をしていかなければならないと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。令和2年度予算につきましては3月の通常総代会で対前年度第3次補正予算比15.0%減の3億5千3百50万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては減額予算ですが、この減額は災害復旧事業減に伴う減が主なものです。今年度の送水開始時から例年と同件数の25ヶ所もの多くの水漏れが発生し、緊急に対応しております。今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後にりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

第27回通常総代会の報告について

令和2年3月23日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 定款の一部改正の議決について
- 第2号議案 規約の一部改正の議決について
- 第3号議案 利水調整規程の議決について
- 第4号議案 地区除外等処理規程の一部改正の議決について
- 第5号議案 会計細則の一部改正の議決について
- 第6号議案 令和元年度一般会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第7号議案 令和元年度基本財産積立金会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第8号議案 令和元年度農地転用決済金積立金会計収支補正予算(第二次)専決処分の承認について
- 第9号議案 令和元年度一般会計収支補正予算繰越明許費の議決について
- 第10号議案 令和2年度一般会計収支予算の議決について
- 第11号議案 令和2年度職員退職手当金積立収支予算の議決について
- 第12号議案 令和2年度基本財産積立収支予算の議決について
- 第13号議案 令和2年度農地転用決済金積立収支予算の議決について
- 第14号議案 令和2年度太陽光発電収支予算の議決について
- 第15号議案 令和2年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第16号議案 令和2年度農地転用決済金の議決について
- 第17号議案 令和2年度一時借入金 の最高限度額及びその方法の議決について
- 第18号議案 令和2年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第19号議案 土地改良財産処分の議決について

	令和2年度当初予算について	総額 3,747,602千円	(裏面に続く)	
イ. 一般会計	353,500千円	単位:千円	ロ. 特別会計 3,394,102千円	単位:千円

入		出	
款	予算額	款	予算額
組合費	149,402	事務費	86,359
使用料	2,138	選挙費	2
補助金	63,100	維持管理費	203,684
交付金	35,535	事業費	21,004
寄付金	430	償還金及び利子	2
借入金	1	負担金	9,993
受託金	16,422	過年度支出	1
雑収入	1,973	諸費	632
財産収入	2	用地補償費	209
繰入金	84,496	退職手当積立金繰出金	7,000
繰越金	1	繰出金	23,280
		予備費	1,334
計	353,500	計	353,500

※ 収入支出差引残金なし

令和2年度賦課金及び決済金について

令和2年度賦課金及び決済賦課金は、第27回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金 (1,000㎡当たり)

賦課基準	賦課地積の基準日	令和2年4月1日		
経常賦課金	田(1) 5,500円 畑(1) 1,650円 畑(2) 550円	大樽川堤以北の地域 田(2) 1,830円 畑(3) 550円		
	納期限 前期分 令和2年6月30日 後期分 令和2年11月30日			

② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

田(1) 220,000円 田(2) 73,300円 畑(1) 66,000円 畑(2) 22,000円 畑(3) 22,000円

◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。

- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。

詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

別会計	予算額
職員退職手当金積立会計	19,975
基本財産積立会計	3,334,321
農地転用決済金積立会計	32,101
太陽光発電会計	7,705

賦課金に関するお知らせ

- 納付できる場所(口座振替契約のされていない方)
高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海洋津支店・西美濃農業協同組合海洋津中支店
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。
- 預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。
(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を***で表示しております)
- 口座振替契約のできる取扱金融機関
大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名三重信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本支店
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。
- 預金口座振替のお申込み
当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

※ 平成30年度決算について(令和元年9月13日第27回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

単位:円

入		出	
款	決算額	款	決算額
組合費	94,349,900	事務費	72,884,706
使用料	2,326,310	選挙費	0
補助金	65,182,220	維持管理費	175,540,078
交付金	31,296,000	事業費	26,374,993
寄付金	367,170	償還金及び利子	0
借入金	0	負担金	3,463,651
受託金	13,993,645	過年度支出	0
雑収入	14,644,367	諸費	529,200
財産収入	0	用地補償費	509,852
繰入金	93,710,000	退職手当積立金繰出金	13,000,000
繰越金	2,997,363	繰出金	25,128,000
		予備費	0
計	318,866,975	計	317,430,480

収入支出差引残金 1,436,495円は、次年度へ繰越

ロ 特別会計

◎職員退職手当積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
55,603,719	53,489,677	2,114,042
※収入支出差引残金 2,114,042円は次年度へ繰越		
◎基本財産積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
3,369,240,908	91,860,000	3,277,380,908
※収入支出差引残金 3,277,380,908円は次年度へ繰越		
◎農地転用決済金積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
31,502,452	1,350,000	30,152,452
※収入支出差引残金 30,152,452円は次年度へ繰越		
◎太陽光発電会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
7,504,996	2,430,000	5,074,996
※収入支出差引残金 5,074,996円は次年度へ繰越		

令和2年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

	用水時期	運転時間	運 転 日
事前通水	3月29日～3月31日	午前8時30分～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 火曜日・土曜日 の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で半断運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	
代掻き用水	4月10日～4月14日	午前7時～午後7時	7月21日～9月9日の午後5時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のバトリを閉めるよう皆様のご協力をお願いいたします。
	4月15日～5月31日	午前6時～午後7時	
灌漑用水	6月1日～7月20日	午前8時～午後6時	
	7月21日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	※下記記載の5機場が対象となります。

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月21日～9月30日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が異なりますので、ご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)
土地改良区携帯電話 TEL 090-7042-1591
TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思っております。 <http://www.takasuwayju.or.jp>

